

令和6年6月定例会会議録

令和6年豊郷町議会6月定例会は、令和6年6月6日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	長谷川 貴 康
2 番	西 山 一 男
3 番	井 上 喜美子
4 番	本 田 清 春
6 番	中 島 政 幸
7 番	村 岸 善 一
8 番	前 田 広 幸
9 番	西 澤 博 一
10 番	鈴 木 勉 市
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

5 番	辻 本 勇
-----	-------

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のために出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総務課長兼企画振興課長	清 水 純一郎
税 務 課 長	山 田 篤 史
保 健 福 祉 課 長	辰 見 栄 子
医 療 保 険 課 長	小 西 直 美
住 民 生 活 課 長	森 ちあき
会 計 管 理 者	馬 場 貞 子
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
地 域 整 備 課 長	山 田 裕 樹
産 業 振 興 課 長	岡 村 浩 孝
上 下 水 道 課 長	中 山 圭 史

教 育 次 長 西 山 喜 代 史

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	森 本 智 宏
書	記 喜 多 博 紀

5、提案された議案は次のとおり

一般質問

村岸議長 皆さん、おはようございます。少し定刻より早いですが、皆さんおそろいですので、これから第2回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は11名で、会議開会定足数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前8時58分)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、8番、前田広幸君、9番、西澤博一君を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

執行部に要望いたします。答弁は、率直にして明確にお願いいたします。また、質問者は、会議規則第54条、第61条を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどお願いいたします。なお、特に申し上げておきたいことは、発言通知書に記載された内容以外の許可をしていない発言をされますと、地方自治法第129条を適用しなければならないこととなりますので、十分注意して質問を行うよう、よろしくお願いいたします。また、質問する時間は1人30分ですので、議員の皆さんはご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、今村恵美子君の質問を許します。

今村議員 12番。

村岸議長 今村君。

今村議員 では、1問1答で一般質問を行います。

改良住宅の譲渡促進、また、町営住宅共益費の改善をという質問で、町長にお尋ねをいたします。

かつて、公営住宅入居者、町営住宅ですよね、入居者に対して同和対策事業用地の残地処分として特別分譲をしました。今日、承継者がなく、改良住宅の町返還済みの空き家が増えてきています。この空き家物件を町営住宅入居者で希望する方に対し、特別分譲を実施することを提案します。町の見解を求めます。

2点目、町営住宅で徴収している共益費、これは3棟の町営住宅で共益費を月額集めておられますが、この共益費の月額金額の算定はどういう算定根拠で設定されたのか、説明を求めます。そして、徴収は自治体で実施しているところもありますが、なぜしないのか。また、所得の低い入居者の方に対しては減免を検討すべきと提案しますが、見解を求めます。

人権政策課長 議長。

村岸議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 おはようございます。

それでは、今村議員の改良住宅の譲渡促進、町営住宅共益費の改善をの質問について、人権政策課からお答えいたします。

まず、①の改良住宅の空き家物件を町営住宅入居者に分譲することの実施について。改良住宅は現在、今、入居されている方に譲渡事業を推進している状況であり、考えておりません。

次に、②の共益費について。月額金額の根拠についてですが、豊郷町管理条例 21 条 1 項 3 号に入居者の費用負担義務が規定されておりますので、その積算によるものであります。なお、共益費の徴収及び減免については条例に規定されていないので、実施することはできません。

以上です。

今村議員 はい。

村岸議長 再質問行ってください。

今村議員 今、町営住宅の入居者に対する改良住宅用地も町に返っているということは、事業残地というふうに考えてもおかしくありません。それで、その残地に対して豊郷は同対事業でこの関係地区の生活、また、公衆衛生自立を目指した事業を取り組んできた、そういう成果も大きく出ている町です。ですから、私はこれも豊郷町における最後の同和対策事業の残事業の一環として、町が特別地方交付金も入るわけですから、実施をすべきでないかと思いますが、それを譲渡は考えていない。改良住宅は公営住宅法の中の 1 つの変形した住宅になっております。そういうために同じ町営という形の公営住宅ですから、そういうこともやろうと思えばできるはずです。そういった面で考えるべきと、検討すべきと思いますが、いかがですか。

それと、共益費につきましては、全国のこの共益費の値段を検索しましたら、大体何百円から何千円という世界なんです、その中でも自治体によっては自治体で、公営住宅というところはやはり低廉な家賃で供給をする、低所得者に対して、そういった住宅ですので、この共益費の減免もやっているところがあります。

また、豊郷町では、国の見解ですけど、公営住宅法第 20 条の事業主体は公営住宅の使用に関し、その入居者から家賃及び敷金を除くほか、権利金その他の金品を徴収し、またはその入居者に不当な業務を課することができないというふうに書かれていて、その中で同法の逐条解説によりますと、共益費や駐車場などの共用施設についての費用を徴収することまで禁止はしていないという解釈が出ています。京都府、大阪府、神戸市、京都市、高知市などでは条例規則にその整備の減免規定も行い、整備をしていく。家賃と併せて徴収をしています。豊郷で

も駐車場代は家賃と併せて徴収していると思いますが、検討されたらいかがでしょうか。

人権政策課長 議長。

村岸議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 今村議員の再質問にお答えいたします。

なぜ分譲しないのかということですが、ずっと前から申し上げていますが、改良住宅の空き家の修繕でございます。平成30年度に空き家の改良住宅、修繕するのに設計を組んだところでございますが、1棟当たり300万近く修繕費用を費やすということで、当然今後の使用料の問題もございまして、分譲物件には適していないと認識しております。

それと、共益費についてでございますが、公営住宅法20条の規定によると、家賃以外に共益費を取るのには、取ってはいけないと書いてあると思うんですが、この辺ちょっと読み違いをしてはるのかなと思われまして。

あと、共益費の減免についてでございますが、令和4年9月に入居者から要望され、エレベーターの保守点検料を全額町負担とさせていただきまして、共益費3,000円の55%を軽減する条例改正を行ったところでございます。それ以上減免するつもりはございません。あと、ほかの自治体でやってはるところがありますが、その辺は委託管理を行っていると思われまして、当町で委託管理をして共益費等を集めるとなると、共益費がもっと上がるかなと思われまして。

以上です。

今村議員 はい。

村岸議長 再々質問。

今村議員 課長は3月の予算定例議会のときに、改良住宅の空き家になった部分を除却して更地にして分譲すると、そういうことも計画していると話をいたしました。その除却をする費用は町費でやるわけですね。だったら、その町費でやる部分で入居、あの改良住宅は計画、もう四十何年過ぎたところ多いですけども、耐震性というのは1期工事だけが耐震性はないと書かれていましたが、2期、3期、4期、全部耐震性があるというふうに書かれております。そういった面では、更地にして町が分譲するにしても、その事業残地という形にしたら、今、町営住宅も申込み多くてもなかなか入れません。本来、やっぱり低所得で入りたい人には、門戸を広げていくためには、そういった中で町営住宅でも収入的に多くて家賃も高く払っておられる方に対しては、こういったことを進めるべきことではないかと思いますが、これは町長に伺います、最後に。

それと、共益費の減免ですけど、さっき課長がおっしゃった業者委託、そうい

う管理会社に頼んでいるところもあるのはありますが、自治体で徴収しているところもあります。減免も自治体やって、その分を家賃と含めて徴収しているところが全国にはあります。だから、公営住宅法には減免規定があり、そういう対象者の家賃減免はできるとなっています。同じように豊郷町でも、その共益費についても本当に生活保護世帯の方もおられる、同じような、準じた低所得の世帯もおられる、そういった方々に、今おっしゃったのは3,000円でも、椿原なんか3,500円ですね、だから、そういうのを。すごい負担だから、そこら辺をやっばし町として軽減する条例整備は必要だと思いますが、それについていかがでしょうか、最後。

伊藤町長 はい、議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 今村議員の再々質問にお答えします。

先ほど課長がお答えしましたように、要するに空き家の改良住宅を、要するに新しく買っていただくとなると、やはりある程度改修はせんならんということで、それでどれくらいかかるかいうて、設定を、予算を見させていただいて、出てきたのが300万から400万かかる。それと、今現在、改良住宅を譲渡しているところですから、新しく今度はそれを購入していただくわけでありまして、それを資本投下すると、それが価格が上がってきます。それが実際どうなのかということになると、なかなか踏み込めない状況でございますので、それで今の現状を解体して、また更地にして、それである程度処分できたらいいなということで、そのような方向を打ち出していったところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

村岸議長 次ですか。

今村議員 続きます。

村岸議長 はい、どうぞ。

今村議員 課長、答弁なかったね。あったら、してください。今聞いて、条例整備になったので。

人権政策課長 議長。

村岸議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 今村議員の再々質問にお答えいたします。

共益費なんですけども、今、家賃と駐車場代とおっしゃいました。駐車場代は駐車場代、家賃は家賃で徴収させていただいております。共益費を一緒にしてはというお話ですが、共益費については入居ときに誓約書を結ばさせていただきまして、その誓約書の中に、共益費は組内で集めていただいて徴収していただく

ということに了承は得ていますので、そのことを含めまして町で徴収する気はございません。

以上です。

今村議員 次行きます。

村岸議長 はい、次行ってください。

今村議員 続きまして、介護保険会計の黒字金額は高齢者へ還元をということで、町長にお尋ねいたします。

第8期介護保険特別会計の令和5年度決算見込みで、基金残高は幾らになると考えておられますか、お答えください。

そして、第9期介護保険料は標準月額300円の引上げをしましたが、この物価高の中、高齢者の生活負担増について町独自の軽減策を取り組むべきと考えますが、見解を求めます。

医療保険課長 議長。

村岸議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 今村議員の介護保険会計の黒字金額は高齢者へ還元をのご質問についてお答します。

令和5年度介護給付費準備基金の決算見込額は4,698万8,676円を見込んでおります。

また、町独自の軽減策の実施についてですが、第9期計画で2,880万円基金を取り崩し、給付費の財源を充てる予定であり、それ以上の基金を取り崩して実施した場合、第10期以降の保険料上昇抑制に充てるべき財源が減少し、結果として後年度負担が増加することが懸念されるため、町独自の軽減策の実施については考えておりません。

以上でございます。

今村議員 はい、議長。

村岸議長 はい、再質問行ってください。

今村議員 課長が今おっしゃった令和5年度末の基金残高は4,698万8,000円。これにつきまして、なぜこの金額が出てくるのかが私には理解できないので。その5月の31日に会計閉鎖しましたね。それで、町の補正予算で最終的に出たのが12月議会でしたよね。その金額以外の決算剰余金は、町としてはどのように判断しているのか、お聞きしたいと思います。

それと、町独自の軽減策は、私は介護保険制度自体がもう破綻した制度だと思うんですが、豊郷町がなぜ介護保険料が上がるのかという原因を考えますと、第1段階から第5段階の住民税非課税の高齢者が多いことです。それとともに、

その1段階から5段階までの方の認定率が高いということです。だから、なかなか利用できない、医者にも行けない。こういったことで重症化しやすいんですね、症状がね。

こういったことで介護保険特会ではできないのなら、一般施策でいろいろしてほしいということはおかねがね言うてきました。それに答えていただいている面もあります、確かに。町独自の元気づくりのいろんなこともしていただいている。でも、それだけじゃ、もうこの時代やっていけないんですね、高齢者の皆さんは。やっぱり3月議会でも提案しましたが、認定世帯に対して、高齢者のみ認定世帯などには特に介護激励金、町からそういうのを支出していく。こういったお考えは検討できないでしょうか。

私は9期会計はますます介護給付費準備基金は上がると思います、利用ができなくなってきたから。これは、こういう中でやっぱり健康で長生きをしていただく高齢者をつくるために、町で積極的に考えていくべきと思いますが、いかがですか。

医療保険課長 議長。

村岸議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 今村議員の再質問にお答えさせていただきます。

介護給付費準備基金につきまして、令和5年度決算見込額についてでございますが、第8期計画中の基金取崩額833万3,000円を取り崩し、また、基金の積立金につきましては、令和4年度決算額に伴いまして、令和5年度中に過年度の給付費の返還金等を差引きさせていただきました。また、基金の給付費の利息分を足させていただきました金額を積立てさせていただきました、4,698万8,676円と申し上げました。

また、介護激励金の給付についてですが、介護保険特別会計につきましては、介護サービスを受けていただくためにさせていただきます。こちらにつきましては、保険料を県、国と、あと皆様からのいただきました保険料に基づきまして介護給付費の方の支出をさせていただいております関係で、介護激励金の給付につきましては考えておりません。

以上でございます。

今村議員 はい。

村岸議長 再々質問。

今村議員 はい、再々質問。

村岸議長 はい、してください。

今村議員 ちょっと課長は私の申し上げていることを理解していただけないと思う

んですけどね。この介護保険料を引き上げて、町長は、3月議会のときに国の国庫負担分の調整交付金分がもっと上がれば、600円でも700円でも引き下げることは可能だと。でも、そうじゃないから、その分が負担になって介護保険料は上がるんやという説明されたと思うんです。そういう中で、なぜそれが国の調整がそんだけ低いのかというのは、長生きしていただける方が少ないわけですよ。利用する方は若くして利用して早く重度化するから、介護認定されて、そして、会計をすごく使うということですよ。

だから、私は、これは介護保険料を上げたら済むという問題じゃないんですよ。そのことを町の担当課も町長もぜひ理解していただいて、国の法律では特会の中では出せなかった一般施策で、一般財源から出したらいいでしょうということは、これまでも様々言うてまいりまして、実施もしていただいています。今回のこの危機的な状況の中で、高齢者の命と健康を守る、生活を守るという観点で、町で独自施策として介護認定者高齢者世帯に対しては介護激励金、これをやっぱり必要性を感じて、町で、昔は介護激励金あったんですが、復活させて、一般施策としてやることは十分にうちの財政では可能です。その点について町長、見解を求めます。

伊藤町長 議長。

村岸議長 はい、町長。

伊藤町長 それでは、今村議員の再々質問にお答えします。

介護保険料は介護保険法によって計算して算出しておりますので、それだけご理解いただきたいと思います。しっかりとやはりこういう高齢社会の中で国の方向も順次変わってくるだろうと、こういうふうに思っておりますので。そこらはその対応をしっかり我々も遅れんと、国の対応によってこちらも対応してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

今村議員 一般施策でやるのは考えていないんですか。答えてない。

伊藤町長 介護保険によって賄っていくのが妥当だと思っております。

今村議員 分かりました。次行きます。

村岸議長 次の質問行ってください。

今村議員 続きまして、人口減少社会における公共施設、インフラ整備の在り方を問う。町長にお尋ねいたします。

今後、人口減少が進むと推計されていますが、現在の公共サービスの質を低下させず、高齢化社会に対応した行財政運営が必要だと考えます。現況の公共施設の長寿命化や、道路、上下水道、公共交通、防災など、町は町財政規模が減少する中で、長期展望で少子化対策強化や高齢者の生活を支え地元の中小業者の維

持など、町政の重点課題として取り組んでいかなければなりません。そこで、町は今後、公共施設やインフラの整備計画、財政計画の見通しについて、具体的に答弁を求めます。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長

それでは、12番、今村議員の人口減少社会における公共施設、インフラ整備の在り方を問うのご質問にお答えをさせていただきます。

公共施設やインフラについては、令和4年3月に改定した豊郷町公共施設等総合管理計画において、現状と課題の把握を行い、今後の基本的な考え方は29ページから掲載しておりますので、そちらをご覧くださいければご理解いただけるかと思います。

以上です。

今村議員 はい。

村岸議長 再質問に行ってください。

今村議員

まあ、そういう答弁をなさるのかなと思っていました。29ページとありますが、私もその公共施設等総合計画管理計画、町の令和4年改定版を読みまして、もうその中でやっぱり大事なことをちょっとお伺いしたいと思います。

16ページに、この人口動態の変化が書いてあるんですけどね、この、今、令和6年ですが、向こう10年間は豊郷の人口は推計では7,000人を下らないと。横ばいでいくというのが状況ですね。そして、公共施設の長寿命化、これは一番古い公共施設で豊郷で四十何年、同和対策事業の内でもできたやつもありますが、ほとんどの施設がまだ十分に使える。町が示しているのは、今後、公共施設は80年は長寿命化させていきたいと。ということは、向こうまだ30年以上、40年もちゃんとメンテナンスをしながら、耐震性がほとんどありますので、十分にこの今の現状の維持の公共施設でやっていけるというのが分かりました。

そして、道路、町道関係ですね、水路関係。こういったのも豊郷はほかの市、自治体から羨ましがられているんです、甲良の人からも、彦根市の人からも。道路の整備が行き届いていますよねとよく言われます。そういった面ではそれは町の功績だと思います。雪が降っても早くどけてくれるし、凸凹もないし。そういうことで頑張っているの、その面は今後の町の町道や町管轄の水路等の面は、今のままで維持していけば十分できると。

それと、上下水道問題ですよね。上下水道問題は、上水も集中的な修繕メンテ

ナンスが必要なのが令和17年から24年。下水道におきましては令和27年から令和34年、その辺に集中的な修繕メンテナンスが必要になってくると。町の経費がかかるとありますが、これについてはやっぱりそれに対する対策を今後10年間でどう考えていくのか。やっぱりそれは早め早めに考えて手当てをしていけば、私は今の町の実態では、非常に豊郷の公共施設の管理並びにインフラの整備に関しても、県下の中ではすごく優れた状況にあると思うんです。

そのことで、私はそういった今の維持をしながらで、やはり今これから必要なのは、先ほど申しあげました少子化、合計特殊出生率、町長が就任された頃、結構県下で高かった、1.7何パーとか。でも、今は豊郷も随分減りましたね。だから、若者世帯が安心して住み続けられる町、それと、高齢者の皆さんが安心して住み慣れた地域で住める町、こういったことに特化した財政運営が必要じゃないかと思いますが、それについてはどう考えますか。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、今村議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今ほどは町の施設の管理面、インフラの管理面につきましてお褒めの言葉をいただき、ありがとうございます。今後も中長期の視点に立ちまして財政運営を行って、今後の課題に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

今村議員 はい、再々。

村岸議長 再々質問行ってください。

今村議員

課長の答弁は分かりました。私はわが国ね、本当に急速な少子高齢化社会で、自治体運営という形で何をやるべきかというのを、そういうことを学者の皆さんも研究されていてね。うちの場合は保育園が、民間、それから公立。幼稚園、公立。小学校が2つ、中学校が1つということで、今日まで来ております。自治体によってはそういう人口減少に伴い、そういったところを統廃合する、そういった動きもありますが、私も少なくなったらそういうこともあり得るのかなと思っていましたが、こういった地域の中のやはり学校がなくなるということが非常に地域を疲弊させていくと。それは合併したとこ見ていたら、みんなそういう傾向はありますよね。

だから、そういう子育て世帯と高齢者が共に住める社会空間、地域空間が必要なんやと。そこら辺のことを豊郷でもインフラと公共施設整備で物凄く私もよ

うやっただいていてと評価していますので、この豊郷がやっぱり先進事例的に、豊郷でいかにここにいる住民の皆さんが安心して住み続けられ、子育てもでき、そして、老後も。多賀の方から問合せがあったけど、すまいるたうんばすや、それから、デマンドタクシーなんかすごい豊郷はすごいことやってるねえと、すごく町政のやり出している事業に評価がいただきましたし。やっぱりそういうきめ細やかな、豊郷でできるそういったことに力を入れる、財政もかける、こういった、早く言えば、福祉型公共事業と福祉型の行財政運営、こういったことをやっぱり地域で展開することが豊郷の皆さんが営業と暮らしが守れ、そして、生活が守れ、そういったことにつながるのではないかという私は考えを持っておりますが、このことについて町長の見解を最後に伺います。

伊藤町長 はい。

村岸議長 はい、町長。

伊藤町長 それでは、再々質問にお答えいたします。

私、これ去年から言うておりますように、公立学校、全国公立学校の施設整備期成会の会長を務めまして、その中でも出ておりました、議員おっしゃるように。そういうふうな、やはり学校が子どもが少なくなってきたときにどういうふうに対応していくかと。今のところ豊郷町はこういう状況ではございませんけど、これから20年、30年がたったときには、やはりそれぞれのこの日栄、豊郷の小学校が1つの起点となって、いろいろな総合的な施設に改造していかなければならないと。おっしゃったように、子どもさんから高齢者までが集い、そして、1つは地域のコミュニティーの場と。それが今後二、三十年後には来るだろうな、このように思っております。

以上です。

今村議員 はい。

村岸議長 次の質問へ行ってください。

今村議員 はい、次に行きます。

続きまして、安心して子育てができる環境整備をとということで、町長、教育長にお尋ねいたします。

1、0歳児の待機児童解消に向け、具体的な町の取組は進みましたでしょうか。教えてください。

2番目、町内2か所にある学童保育利用人数は聞きましたが、非常に多い実態です。今後、夏休み期間は1日保育をしていかななくてはなりません。そこで、提案なんですけど、三ツ池児童館を第3の学童保育分館として人数の分散を図り、夏休み期間中試行的に活用してはいかがかかと考えますが、子どもたちの健全育

成、また、安全面を考えた上での提案ですけれども、町の見解を求めます。

教育次長 議長。

村岸議長 西山教育次長。

教育次長 それでは、今村恵美子議員の安心して子育てができる環境整備をのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の0歳児の待機児童の解消についての具体的な取組の進捗状況についてですが、保育士不足解消に向けて人材紹介会社に紹介依頼の方をしておりますが、現時点での応募の方はありません。また、公共職業安定所にも募集の方をかけておりますが、こちらも応募がない状況であります。

2点目の三ツ池児童館を第3の分館として人数の分散を図ってはどうかについてですが、三ツ池児童館を利用する児童をどのように割り振るのか。指導員を分散させることによるメリット、デメリット、活動内容の検討等課題が多いと考えております。現時点ではご意見として承っておきます。

以上です。

今村議員 はい。

村岸議長 再質問行ってください。

今村議員 行政職員でありますので、そういう答弁になるのかなと思いますがね。私。3月のときにおっしゃいましたよね。0歳児の待機児が7名と、1歳児が5名でしたっけね。逆やったっけ、ありましたけど、それで崇徳で3人見ていただいているとおっしゃったので、崇徳の保育園に訪問しまして0歳児の現況、ちょうどお昼の時間だったので、お食事もおそこは自園調理ですから、流動食と軟食とを作っておられて、0歳児、1歳児にはそれぞれ保育士が、国の基準よりも多めの人たちは、ご飯のときはほかのクラスからも応援が入りますから、食べさせてあげたり、そういう食事援助の要る子に対してはそういうことをしてあげておりました。あそこは増築して乳児で年少クラスをつくりましたので、結構広いところで、1歳児が12名いて、0歳児が今2名で、7月から3名になると言うてはったけど、ああ、環境的にすごくいいんだなと思って見ました。

そして、保育士不足の問題はあの園でも、もうハローワークに出していたって誰も来てくれないと。結局、派遣会社でやるけど、派遣会社は手数料が毎月、お金を払わなきゃいけない。年間100万ぐらいかかると。町からの補助は100万とあるけど、そういう人たちを雇うにしても、やはり長く居てくれるように働いてほしいなと思っても、派遣会社に登録している内容を常に見ていて、もっと条件のいいところがあったら、すぐ3年ぐらいの間にくろくろ、くろくろ辞めると言わはるんですね。だから、今は若者の2人に1人が非正規ですから、条件のい

い方で働きたいというのは、もうかねがねそういう。豊郷の役場も、もうこれからという職員さんが中途退職されますし、いろいろなんです。

そういった面で、私はやっぱり1年から3年ぐらいまでは、豊郷町にはこんなメリットがあるよと。1年働いたらギフト券出すとか、2年目で旅行券を出すとか、3年目で何かそういう報償的なことも紹介の中に入れていくと、豊郷に行ってみようかなと、それで、よかったらずっと働こうかなと言うてくださる人たちもできるんじゃないかと。

それと、なぜ保育士になったのか、何をしたいのかというのは、やっぱり本人は保育士になるにあたり、資格を取るため勉強したり、これから目指そうという方も今は別に援助員という形で入ってもらっていますから、そういう人たちに、そういう今いる人たちにもアンケートを取って、その人たちの希望を聞くということも大事じゃないかと思うんですけども。

私はやっぱり0歳児、1歳児というのは、育休明けで働きたいと思っている人にとってはもう死活問題ですよ。だから、今は夫婦で働いて、やっと1人前ちょっとぐらいになるような給与体系が多いですから、そういった中で豊郷で子育て、少子化、こういったことに県下で一番頑張っている町やという形であるためには、そういう施策が非常に私は必要だと考えているんですけども、これについてはどう思われますか。

教育次長 はい。

村岸議長 西山教育次長。

教育次長 それでは、今村議員の再質問にお答えいたします。

継続して雇用、継続して働いていただけるように、ギフト券であったりとか、報償費をとというアイデアの方をいただきまして、ありがとうございます。ただ、崇徳保育園さんだけに限らず、当然本町の愛里保育園であったりも当然対象となってくるのかなというふうに思うんですけども、なかなかやはりほかの職種との兼ね合いの方もありますし、正規職員さんと会計年度任用職員さんの違いの方もありますので、その点については簡単に、じゃ、分かりましたとギフト券をお渡ししますというわけにはいきませんので、もう少し研究の方は重ねてまいりたいというふうに考えております。

あとはアンケートの希望を聞くというのがあるんですけども、以前、県の方で昨年保育士の方のアンケートの方の取りまとめの方があったんですけども、そこで、就労として何を求めるのかというので賃金と待遇面をとということでございました。当然、地域性にもよりますし、例えば大津市の方の都市部の保育園については報酬の方は高いですけども、例えばうちのほう、うちとか、過疎地と

いうわけではないですけど、人口少ないところについては賃金の基準の方が低いので、どうしても賃金の高いところに流れるというのは自明の理でございます。

当然先ほどもおっしゃっていただきましたとおり、若い方が条件のいいところに移っていくというのは、人材流動性の部分では非常にいいのかなと思うんですけども、うちのように流れ、どちらかというと川上にある、流れていかれる方については非常に厳しい状況であるというのは認識の方をしております。ただ、給料の改善については、処遇改善加算の方でそれぞれの方をやってはおりますけども、なかなか単純に給料を上げればいいというわけでもございませんし、他の職種との兼ね合い、一般職員の給料についても当然職員の給与条例の方で規定の方はございますので、なかなか踏み切れないというのが現状でございます。

もう少し会計年度任用職員の賃金の報酬体系につきましては、教育委員会としても一度見直した方がいいのではないかとということで、今現在どの程度まで引き上げられるのか、他町との兼ね合いの方もありますので、ちょっとまたあと、他の職種との兼ね合いの方もありますので、単純に、じゃあ、来年度からこれだけ引き上げますということにはならないかと思えますけれども、一定賃金の引上げについては考えていく課題かなというふうには捉えております。

以上です。

今村議員 はい。

村岸議長 再々質問ですか。

今村議員 はい。

村岸議長 はい。

今村議員 もう1つの学童保育の問題ですけど、保育園の方は今の答弁でそれを取りあえず私は頑張っていたきたいと思えます。学童保育は、豊郷で一番最初に学童保育ができたのが、同和対策事業の中で教育集会所、三ツ池、大町、両教育集会所。その後に三ツ池に児童館ができて、それで学童保育が、町の学童保育が始まったんですね。それから、両小学校の改築とかいう中でランチルームをやるという形になりましたけど。

先日、私、三ツ池の児童館でほかのことで利用させてもらったことがあるんですが、あそこは改修もきっちりできていて、トイレも女子用、男子用とも洋式トイレになっていますし、室内遊戯場というか、室内体育館には卓球のできる台が4つあったし、カラムはあるし。休憩できる部屋もあるし、読書室もあるし、調理場もある。あれは裏は大きなグラウンドがある。あれをそのままに遊び

場で使うぐらいやったら、やっぱり夏休み、特にやっぱし1日保育になりますと、活動量の多い高学年の子たちは大変なんですよね。だから、広々と遊べる場所に親が朝お送り行って、親が連れて帰るわけですから、試行的に一度そういうことも検討されたら、今現況は日栄保育園とあと日栄小学校、豊郷小学校で、あのランチルームで何もかも一緒くたに置いてある、1部屋で全部やっている、そこに1日いるというのは大変なことですよ。

ですから、公共施設として豊郷が管理して、ちゃんと中も整備されている児童館があるのですから、親にアンケートを取って、そちらでも行かせたいという親がいたら、まず試行的にそういうこともやって、夏休み1か月学童保育士さんの先生方も大変ですから、そのときだけ臨時で雇ってもいいと思うんですよ。ということも豊郷はやっていくという発信は、私はいいと思います。

村岸議長 終わってください。

今村議員 はい。

それについて見解をお願いします。

教育長 議長。

村岸議長 堤教育長。

教育長 今村議員さんの再々質問にお答えいたします。

三ツ池児童館の方の活用という話であります。アンケート等も今言われましたけど、確かに3つに分けていると、メリット、デメリットもありますが、私の経験上からすると、日栄小学校あるいは豊郷小学校で行っている児童クラブの中で、子どもたちは子どもたちなりにの友達関係、人間関係、あるいは指導員さんとの関係等がありますので、そういったことを重視していくと、もう少し考えていかなければならないかなということをおもっておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

今村議員 ぜひ検討してください。

村岸議長 次に、井上喜美子君の質問を許します。

井上議員 町長にお聞きいたします。住民基本台帳の個人情報流出について。

個人情報の流出については、令和6年2月27日に町は懲戒審査委員会の審査結果を基に、関わった職員の処分を発表しましたが、町民の皆さんからは、「町は回収したと言っているが、名簿を持っている人もいる」「新聞で流出はその職員が課長のときから流出していた。今でも住民課にいる人ではないか」「処分が軽いのではないか」「住民票の届けをすることが不安である」といった声を聞くようになりました。町は審査結果以降、職員に対して研修をしていると言います

が、流出防止の事務体制や事務処理の方法などはどのように変えるのがよいと思っているのか、お聞きいたします。

住民生活課長 議長。

村岸議長 森住民生活課長。

住民生活課長 3番井上議員のご質問にお答えをさせていただきます。

庁内職員研修は令和6年3月、全正職員を対象に総務課主催のコンプライアンス研修を1回、総務課と企画振興課の共催で情報セキュリティ研修を1回の計2回、研修会を実施しました。また、今回の事案発生により住民生活課では、他課からの口頭での依頼には一切応じないことを基本とし、個人情報を含む閲覧の依頼は、全て担当課長から住民生活課長宛てに申請依頼書を提出するよう、事務処理を見直しました。今後も全役場職員が個人情報の重要性を理解し、意識できるよう体制を整え、適正に事務処理を行ってまいります。

以上です。

村岸議長 再質問は。はい、再質問行ってください。

井上議員 再質問を行います。

今回の処分は、課長をしていた3年前から流出していたと言っているみたいですが、そのことも含めての今回の処分なのか。停職1か月分ね。名簿回収は今回の流出したものだけなのか、流れ始めたときからなのか。どのようにすれば、住民さんが安心できると思うのかをお聞きします。

総務課長兼

企画振興課長 はい。

村岸議長 はい、清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、3番井上議員の再質問にお答えをさせていただきます。

当該職員の処分につきましては調査を行いまして、3年前からという、議員おっしゃるとおりでございましたので、それも含めての処分でございます。また、次に名簿の回収についてですけれども、一部報道等にもございますが、今回に流れたものを回収しておりまして、また、過去の分につきましても区の事務所にも行きまして、古いファイル等を調べさせていただきまして、そこに残っているものは回収し、残っていないものは回収できなかったという、私らが調査に行くまでに処分をされていたという判断でございます。

以上です。

井上議員 はい。

村岸議長 再々質問。

井上議員 3月1日から1か月の停職処分。でも、何も知らないと言っていた課長が今回4月1日からの異動があり、対象者の人間に対しては現在も同じ部署にいる方だと考えられます。60代男性、課長をしていたということは、窓口に行った人であれば、ほぼほぼ分かるかと思われま。4月1日の復職、そのときなら、部署異動も可能だったのではないかと思います、どのようにお考えですか。

伊藤町長 はい、議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 それでは、今村議員の再々質問に。井上と言いました。いや、井上って。耳ちょっと聞き取りにくかったんじゃない。井上議員の再々質問に答えます。

以前にもお話ししましたように、総務省の住基課長に直々にお願いして、私、謝罪をさせていただき、新聞記事等も見せて。それぞれもう実施地域の先端で、いろいろ地域の区の皆さん方の関係で、やむを得ないものもあるなというようなお話もされておったんですけども、私にはそれ、やむを得ないでは済まんという話をして、誠に申し訳ないという形で謝罪をさせていただきました。それと、審査委員会で皆さんが懲戒審査委員会いろいろな角度から検討されて、出されたものであります。まあ、そういったことと、その当人の彼のいろいろ反省やら、それに至った経過と、いろいろ記述で弁明書を読まさせていただいた結果、そういう形の中で私が判断させていただいて、今後こういうことがあれば、私がしっかり責任取ります。

以上です。

村岸議長 次に、中島政幸君の質問を許します。

中島議員 はい、議長。

村岸議長 はい、中島君。

中島議員 それでは、町長にお聞きします。災害時における避難行動要支援者の個別避難計画の進捗についてお伺いをいたします。

令和3年5月に個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされました。町内外の連帯ケアマネジャーなど福祉専門職の参画、優先度の考え方の調整、計画を活用した避難訓練など、実効性のある個別避難計画作成に向けた取組が求められています。個別避難計画の計画については、令和3年定例会と書いていますが、9月でした、申し訳ないです、で一般質問をしており、その後の進捗状況についてお伺いをいたします。

- 1、個別計画の策定状況をお願いいたします。
- 2、個別避難計画作成の優先順位の考え方は。
- 3、本町における個別避難計画対象の要支援者の人数。策定済み数は。

4、個別支援計画を作成する過程で福祉専門職の参画状況は。
5、個別支援計画を活用した自治会との訓練は。
6、被害時における個別支援計画避難行動を記入した災害時ケアプランの作成状況は。

7、避難行動要支援者名簿はどのように活用しているかをお聞きします。

保健福祉課長 議長。

村岸議長 辰見保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、中島議員の災害時における避難行動要支援者の個別避難計画の進捗状況についてのご質問にお答えさせていただきます。

1の個別計画の策定状況はでございますが、今年度においても避難支援等関係者に名簿情報を提供することに同意した避難行動要支援者の個別計画は、全て作成してはいますが、同意されていない方の個別計画は個人情報を取り扱うため、整備が進まない状況です。対象者には個別通知をして登録を推奨しており、また、既に登録している方には年に1度更新をしていただいております。

2の個別避難計画作成の優先順位の考えはでございますが、県が作成している防災と保健福祉の連携促進モデル、いわゆる滋賀モデルの考え方に準じており、当事者本人の心身の状況や独居等の居住実態、社会的孤立の状況、地域におけるハザードの状況等を考慮して考えております。

3の本町における個別避難計画対象の要支援者の人数、策定済み数はでございますが、要介護3から5の居宅の方135人、身体障害者手帳1、2級の方153人、聴覚障害、視覚障害3、4級の方17人、療育手帳Aの方26人、精神障害者保健福祉手帳1、2級の方55人、難病者等8人の計394人中、自力での避難が困難な方になります。作成の同意が得られている方、また、65歳以上でご本人が希望され、登録されている人数は230人でございます。

個別支援計画を作成する過程で福祉専門職の参画状況はでございますが、ケアマネジャーや相談支援専門員などの福祉専門職の方には、会議等への参画や台帳登録の推奨をしていただいております。

5の個別支援計画を作成する過程で自治会との訓練はでございますが、自治会との訓練は詳細は決まっておきませんが、今年度行う予定をしております。

6、災害時における個別支援計画避難行動を記入した災害時ケアプランの作成状況はでございますが、令和5年度は台帳登録するだけではなく、民生委員さんにもご協力いただき、社会福祉協議会の職員とともに支援を必要とする方のお宅に訪問させていただき、お話をさせていただいた上で計画を作成いたしました。また、あわせて優先度の高い方に関しましては、福祉専門職及び地域の方

などを交えた会議を開催いたしました。

7、避難行動要支援者名簿はどのように活用されているのかでございますが、同意者名簿は災害時に迅速に対応できるよう、民生委員さんと区長が保管しております。ふだんの見守りに活用するとともに、災害時には安否確認が必要な方の名簿として活用されます。

以上でございます。

中島議員 議長。

村岸議長 再質問行ってください。

中島議員 令和3年9月の定例会ということですね。豊郷町は全国的にもなかなか進まないところをしっかりとやっていただいているという形で、今回これをもう一度、僕、聞かせていただきました。令和4年度の消防庁の避難行動要支援者名簿及び特別避難計画の作成等に関わる取組状況の調査結果では、個別避難計画が未策定の市町村は547団体中、そのうちの33%あると。そのうち令和5年度以降に着手予定の市町村は288団体で16.5%とされているという調査報告が出ております。

それを踏まえても、今、課長が言われたように、前に進んでいるという形で豊郷町は私らも見ています。その中でも、課長の答弁があるように、本人の同意がなければ、なかなか前に進まないという困難なところもあるかと思われれますが、でも、やらなければ、何かあったときに大変なことになっちゃうという形で進めて。時間のかかる問題、時間と人を要する問題だと思っております。全国的にも最も災害時に亡くなるリスクの高い方は、個別支援要支援者の自治会で、民生委員などの地域に委ねる方もそれも限界があると。結果を踏まえれば、豊郷町は少なくとも令和3年から取り組んでおられるから、その分に関してはうまく話合いができているんだろうなというふうに思われます。

災害中に亡くなる人は高齢者や障害をお持ちの方、災害弱者の方が犠牲となる傾向があります。65歳以上の高齢者の割合は2020年7月の豪雨でも79%と。19年度の台風では65%、18年度西日本豪雨でも70%という形に、命を守るために何が必要なかを考えなければなりません。

さらに、つくったプランを地域の災害訓練で検討し、改善していき、より実効性の高いものにしていかなければならないと。つくっただけでは意味をなさないということ。特別支援策は個別で作成できるものでは、先ほども言いました、行政または地域の人たち、また、専門職といった人の協力が必要で、また、大変時間を要するし、1人の人の策定に係る時間もかなり要するので、今すぐできるものではないかとも理解しておりますが、そんな中で、今、町が進めていく中で、

独自で取り入れていること、それを策定している中で、今後こんなものも必要ではないかと感じたものがあれば、答弁も求めます。

保健福祉課長 議長。

村岸議長 辰見保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、中島議員の再質問にお答えいたします。

独自ということではないかもしれませんが、対象の方のお宅を訪問して個別に説明をすることにより、計画の整備を進めております。まずは、対象の方全ての個別計画が整備できるように、継続して進めてまいりたいと考えております。また、議員がおっしゃるように、個別計画作成は地域の人や専門職などいろいろな人の計画と時間を要します。そういった中でも優先度の高い方について、より多くのプランが作成できるよう、関係機関を交えた会議等を1つでも多く今年度も開催していく予定でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

中島議員 次。

村岸議長 次、はい。ほな、次の質問行ってください。

中島議員 では、どうぞよろしくお願いいたします。

じゃ、次に入ります。町長にお聞きいたします。空き家対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する改正について、町長にお聞きいたします。

空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が、令和5年度12月13日より施行されました。法の改正により、特定空き家に加えて管理不全空き家も市区町村からの指導、勧告の対象となり、空き家のある市区町村から管理不全空き家や特定空き家としての指導を受け、それに従わず勧告を受けると、固定資産税等の軽減措置が受けられなくなると踏み込んだ改正が施行されました。豊郷町で空き家を所有している方の周知、改正特措法を受け、豊郷町も踏み込んだ空き家対策をより加速化するために、どのように進めていくのかを、お考えをお聞きいたします。

総務課長兼

企画振興課長 はい。

村岸議長 清水企画振興課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、6番中島議員の空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正についてのご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご承知のとおり、空き家対策特別措置法の改正によって管理不全空き家の定義ができるなど、従来とは違う取組をする必要が出てまいりました。現在の

町の空き家等対策計画は令和5年3月に改定したもので、今般の改正内容は盛り込まれていないことから、今年度中に空き家等対策協議会での議論を経て、管理不全空き家のガイドラインを策定するなどして取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

村岸議長 再質問。

中島議員 はい。

村岸議長 はい、行ってください。

中島議員 空き家の問題は同僚議員も私も含めてですけど、いろんな形で一般質問も出ているかと思えます。居住目的のない空き家、これ1998年から2023、20年の20年間で約1.9倍に増加しております。今後も全国で空き家が増え続ける見込み、これはもう全国的に言われていることだと思いますが、最近の調査では都市部は空き家が減って、人口が減るほど空き家が増えてくるというふうな調査も出ております。

現行の空き家対策推進に係る特別措置法は平成27年に施行され、空き家の定義や自治体の対応を定めた法令、空き家の情報収集のため立入調査を行う権限を自治体に認め、倒壊のおそれのある特定空き家に撤去や修繕を所有者に命ずるほか、応じない場合には行政代執行を可能としています。空き家の管理とか、除去に関しては多くの課題が掲げていますが、空き家の管理に関して、まず、所有者の管理責任を強化すべきといった声もあります。倒壊の危険がある特定空き家になる前に対策を講じたいといった意見、また、特定空き家の除去も現行法では法的手続や費用の問題がハードルになるんだらうと。財政管理人の選任申立て権の市区町村への付与を求める声や急事の代執行を現状より円滑に行える制度の実行が全国的には望まれているところではございますが。

そこで、首長は、放置すれば現行法上の特定空き家になるおそれのある管理不全空き家の所有者に対し、趣旨に即した処置を指導でき、指導してもなお状況が改善しない場合には、勧告が可能となる仕組みです。勧告を受けると、当該空き家の敷地に関わる固定資産税等の住宅用地特例が解除され、所有者は空き家に係る税金の軽減が受けられなくなります。

全国では空き家を活用して、NPOをはじめとする民間主体と連携したマンパワー不足の解消を求める声がいろいろと求められているわけですが、豊郷町では空き家バンクなど活用されておりますが。今後も増え続ける空き家問題を加速的に解決するため、国が踏み込んだ法改正を行う中、豊郷町においても現状維持や、先ほどありました、現状維持ではなく踏み込まなければなりません、

具体的に考えがあれば、お聞かせください。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 はい、清水企画振興課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、中島議員の再質問にお答えをさせていただきます。

具体的にということでございましたけれども、先ほども申し上げましたとおり、また本町の空き家対策協議会に諮りまして、議論を経た上で具体策を策定していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

村岸議長 再々質問。

中島議員 はい。

村岸議長 はい、行ってください。

中島議員

しっかりとあの空き家対策協議会ですか、議論を重ねていただいて、どのようにそこを進めていかれるかという形は今後の話なので、よろしくお願ひします。そういった今回の改正では、現行法の特定空き家を前段階に相当する管理不全空き家が新設されております。行政が早期解決することで空き家所有者に管理を促し、周囲の悪影響を及ぼす特定空き家化を未然に防ぐことを目的として明記されております。

そこで、空き家を所有されている方には町内の方、または他県におられる方、様々ですが、この法律が改正されたとしてもなかなか空き家問題が加速的に解決するとは私も思いませんが、そういったも、現実的に問題としてこの問題の取組を行わなければならないと考えます。地方におられ、実家の空き家のことは気にはなっているが、正直なかなか田舎には帰れない、1人で動けないなどいろんな様々理由があるかと思われます。

これ提案ですが、ふるさと納税を活用して、例えば、仮称ですが空き家見守り隊みたいな形のものをつくって、年に何度か継続的に実家ないし空き家の草刈り、管理等のふるさと納税商品を案内して、1軒でも空き家、危険空き家化しないように、所有者の方には今回このような法改正がありましたと、今後このようなことが想定されますと、豊郷町ではふるさと納税にこのような商品があります、このようなメリットがありますけれども、どうですかと空き家所有者の方々に送付して、1軒でも事前の対策ができて、ウィン・ウィンの関係を築ける方法と考えるか、一度検討されたらどうかと思ひますが、いかがでしょうか。

総務課長兼

企画振興課長 はい。

村岸議長 はい、清水企画振興課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、中島議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

今ほど、ふるさと納税で空き家の見守りの関係を返礼品にしてはというご提案をいただきました。実のところ申し上げますと、私が以前、企画振興課長をしておりました際にも既に全国にはそういう事例がございましたので、空き家とか、お墓も含めてそういうことが返礼品としてできないかというようなことで、町内のそれを実施していただければいいという団体さんにもご相談をさせていただいたこともありますが、なかなかちょっと条件面で折り合わなかったことから、今のところ商品というか、返礼品化に至っていないということでございます。今回のご提案を受けまして、再度またちょっと相談をさせていただきながら、可能であれば返礼品として持っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

村岸議長 ここで暫時休憩といたします。再開は10時25分といたします。

(午前10時15分 休憩)

(午前10時24分 再開)

村岸議長 はい、時間まいりましたので再開します。

次に、長谷川貴康君の質問を許します。

長谷川議員 よろしくお願ひします。町長に第2次豊郷町福祉計画についてお尋ねします。

子ども、若い世代が元気に活躍できる町、その中で空き家、空き店舗の有効な活用を図りますと書いてあるが、どのような協力をするのか。

安心して子育てができる町、交通安全対策や防犯対策の充実、安心して子育てができる環境整備を進めますと書いてあるが、具体的にどのようなことを実施するのか。

若い世代が住み続けたいくなる地域づくり、その中で公共交通の利便性の向上と書かれていますが、本町でいうと、あいのりタクシーですか。営業時間の延長を交渉するのか、具体的にどのようなことを考えておられるのか。それと、今よそでライドシェアとかいうのを導入しているところがありますが、本町もそのようなことを考えておられるのか。

災害時の要支援者への支援体制を確立という中で、防災減災対策の強化を図ると書かれているが、具体的にどのようなことを実施するのか、お答えください。

保健福祉課長 議長。

村岸議長 はい、辰見保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、長谷川議員の地域福祉計画についてのご質問にお答えいたします。

1点目でございますが、福祉計画の38ページに記載しておりますとおり、空き家空き地情報バンクを充実し、若い世代の転入、定住を促進することです。

2点目は、40ページに記載してありますとおり、犯罪を招かない環境整備、危険箇所の改善等を進めるとともに、地域住民の共助による見守り活動やパトロールを推進することです。

3点目は、38ページに記載してありますとおり、あいのりタクシーの一層の利便性の向上に努め、多世代の利用を促進することです。

4点目は、50ページに記載してありますとおり、避難所及び避難経路等の情報について周知徹底を進め、必要に応じて防災マップを更新し、防災訓練を通して避難体制を確立することです。

いずれにしましても、自助、互助、共助、公助の点から、行政だけでなく住民の皆様も主体となって地域全体で取り組んでまいりますので、皆様のご協力をお願いしたいと考えております。

長谷川議員 議長。

村岸議長 再質問。

はい、行ってください、再質問。

長谷川議員 子ども、若い世代が活躍できる地域づくりの中で、地域住民の役割と書いて、イベントや行事等の運営への若い世代の参加の機会づくりに努めましょう。若い世代は住民活動に積極的に参加しましょう、そのように書いてあって、空き家対策、空き家、空き店舗の有効な活用とある中で、町は空き家、空き店舗をその地域の人が探してくる、そこに対しての補助とか、そういうなんを考えておられるのか。それはあったかホームとか、そういう関連で補助していくのか、お答えをお願いします。

保健福祉課長 議長。

村岸議長 はい、辰見保健福祉課長。

長谷川君、座って。

保健福祉課長 それでは、長谷川議員の再質問にお答えいたします。

こちらの地域福祉計画の方で計画しております、空き家、空き店舗の活用についてでございますが、こちらの取組としまして、空き家等を利用して託児あったかホーム等ですね、こういったものに活用していただけるような法人さんがございましたら、そういったところにもこちらから、こちらもお話を伺いま

して、ご協力していただくというようなことになっております。

以上でございます。

長谷川議員 議長。

村岸議長 再々質問。

長谷川議員 安心して子育てのできる環境づくりを進めますと書いてあります。交通安全対策や防犯対策の充実、安心して子育てができる環境整備を進めますと書いてあるが、どのように環境整備を進めていくのか。防犯対策の中で防犯灯というのは重要な点やと思うんですけど、この前、この間の議会のときに質問させてもらったときに、定期点検を行っている。その定期点検というのはいつ何時頃行っているのか。それと、私たちの防災倉庫の周りが真っ暗であると。そういうところも点検しておられるのかということをお尋ねしたいと思います。

それと、若い世代が住み続けたくなる地域づくりを進めますと書いてあるが、若い世代がどうして豊郷町から流出していくか、その辺を町の方はどういうふうにお考えなのか。私は、若い世代が出ていくのは町の治安状況が警察、滋賀県警の出している中でやっぱりよくない。そういうことを他町、他地域の人から豊郷町は治安が悪い、そういうふうに言われるから、豊郷町には住みたくないという人も少なくはないと思うんです。そういう点をどのようにしていくか、どのような対策を取っていくか、お教えてください。

村岸議長 こんでよろしいんやね。

長谷川議員 はい。

村岸議長 あとの災害とか、それはもうええねやね。もう次に質問ありませんよ、ほんで。もうなしですよ。

伊藤町長 はい、議長。

村岸議長 はい、町長。

伊藤町長 長谷川議員の再々質問にお答えします。

治安の問題ですけれども、豊郷町の地域の中で犯罪が起こった件数です。分かります。豊郷町にはたくさん大型店舗があります。そのところに町外、以外からお客さんが来られて、そこの中で置き引きやら、接触の事故やら、衝突やら、いろいろあって、それで豊郷町はこういう災害、犯罪件数が多いんです。町内の人が起こしておられるんじゃないです。それだけはしっかり理解して。議員さんがそういうことをおっしゃっておられたら、大変なことです。よろしく願います。

村岸議長 次に、鈴木勉市君の質問を許します。

鈴木議員 議長。

村岸議長 はい、鈴木君。

鈴木議員 それでは、一般質問をさせていただきます。まず、町長に町職員の待遇改善について質問をさせていただきます。

町職員の採用がおおよそ10年間なかったことが、今、職員の構成や業務の推進に影響が出ていますが、今後安定した町職員の採用のために職員の待遇改善を求めますが、次の点について明らかにしてください。1つは、直近5年間の町職員の離職者数を明らかにしてください。2つ目は、高卒の初任給を1級9号に引き上げていただきたい。

2点目は、移動支援事業の拡充を求めます。障害のある人が地域で自立した生活を送る1つの手だてとして、移動支援事業がありますが、次の点について明らかにしてください。1点目、町内の方が利用しているこの管内といいますか、移動支援事業所が何か所あるのか。また、登録されている利用者数と延べの利用回数を明らかにしていただきたいと思います。

3つ目は、地域計画について問います。令和5年4月に施行された農業経営基盤強化促進法に基づき、国は今年度中に地域計画を策定することを地方自治体に求めています。次の点について明らかにしてください。1つは、この地域計画の概要について説明を求めます。2つ目は、この地域計画の本町の進行状況について明らかにしてください。

4点目は、資源ごみ回収施設エコステーションの設置を求めます。これまで資源ごみ回収施設エコステーションの設置を何回か求めてきましたが、その具体化を求めます。

最後に、ごみ削減目標の実現について問います。ごみの処理方式については、今、広域行政組合で議論が続けられていますが、いずれにしてもその要はごみをどれだけ減量できるかにあると思います。そこで、次の点について明らかにしてください。1つ目は、昨年度のごみ減量の実績です。2つ目は、仮称ですが、このごみを減らすために町民、企業、行政などが一体となってごみ減量に取り組む、ごみ15%削減達成町民大作戦というようなものにして、町民、企業一丸となって取り組んではどうかということをご提案いたしますが、回答を求めます。

総務課長兼

企画振興課長 はい。

村岸議長 はい、清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、10番鈴木議員の職員の処遇改善をのご質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の、直近5年の職員の離職数ですが、定年退職や再任用の任期満了を除いた人数になりますけれども、行政職が12名、保育士、幼稚園教諭が9名、保健師が2名となります。2点目の、高卒初任給を1級9号に引き上げる件ですが、県内でも多くの自治体で運用されていることは承知をしておりますので、町といたしましても、引き上げについては前向きに検討してもよいのではないかとこのように考えておりますが、一方で、滋賀県内6町は全て1級5号の運用をしており、滋賀県町村会を通じて統一試験を行うなど、様々な面で足並みをそろえており、ほかの5町や法令や人事院勧告等も含めて整合性を取る必要があることから、もうしばらく研究が必要かと考えております。

以上です。

保健福祉課長

議長。

村岸議長

はい、辰見保健福祉課長。

保健福祉課長

それでは、鈴木議員の移動支援事業の拡充をこのご質問にお答えさせていただきます。

①町内の方が利用している移動支援事業所は何か所かのご質問ですが、令和5年度末で12か所でございます。②の利用者数と延べ利用回数のご質問でございますが、利用者数は令和5年度末で23人、延べ利用回数は648回でございます。

以上でございます。

産業振興課長

議長。

村岸議長

はい、岡村産業振興課長。

産業振興課長

それでは、私の方からは鈴木議員の地域計画について問うについてお答えをいたします。

1つ目の地域計画の概要についてですけれども、地域計画とは、今後の農業者の減少や高齢化、耕作放棄地の拡大により農地が適正に利用されなくなることが懸念されております。農地が適正かつ効率的に利用されるよう、農地の利用について考えることが喫緊の課題となっていることから、集落等での話し合いによって目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するために、地域計画を定めることとなっております。地域計画は原則令和5年度、6年度の2か年で定める必要があります。地域計画は10年後の目標地図を作成することとなり、地域農業の在り方や農地1筆ごとの農地の利用の姿を明確化したものを作成するものでございます。

2つ目の、本町の進行状況についてお答えをいたします。本町では八目を除く15字を対象として、昨年度から農業組合長や各字担当の農業委員に趣旨を

説明し、各字での話合いの場を持っていただいております。現在、幾つかの字から現況地図が提出されておりますが、字によっては作成することは難しいとの声も聞いております。今後、県や農協、各種団体との協議の場を設け、各字の代表の方や耕作者と協力しながら、作成に向けて進めてまいりたいと思っております。

以上です。

住民生活課長 議長。

村岸議長 森住民生活課長。

住民生活課長 鈴木勉市議員の資源ごみの回収施設エコステーションの設置をの質問についてお答えをさせていただきます。

これまでの一般質問でもお答えをさせていただいておりますが、昨年、町長と担当者が民間の無料回収施設に見学に行きました。無人で雨ざらしとなると、防犯カメラは設置されていても、分別されず粗悪な状況であり、施設が無駄になるのではという懸念が出てまいります。また、回収施設を建て管理者を置くとすると、初期投資と施設管理や人件費等維持管理に相当の費用がかかるため、町営のエコステーションの設置は利便性だけでなく、コスト面も含めて考えなければなりません。

既に議員ご承知のとおり、愛荘町や甲賀市では民間の事業所がエコステーションを運営しているのが現状です。これまでの一般質問で回答しましたように、コストを安くできる方法を検討し、本町では役場、豊栄のさと、隣保館、体育センターの4か所で廃蛍光灯、乾電池、ペットボトルキャップ、使用済み小型家電を回収していますので、今年度、豊郷町廃棄物減量等推進協議会でこの4か所をミニエコステーションとして位置づけることについて検討してまいりたいと考えます。本町では既に様々な回収を行っておりますので、他の回収事業を踏まえて検討をしてまいります。

続きまして、鈴木勉市議員のごみ削減目標の実現等についてのご質問にお答えをさせていただきます。

1つ目の、昨年度のごみ減量の実績は国の公表がされていないため、令和4年度の数値になることをご了承いただきまして、令和4年度の1人1日当たりのごみの排出量目標数値679グラムに対しまして、実績が747グラムと、1日当たり68グラムオーバーしている状況です。2つ目の、議員ご提案の町民大作戦月間については、近隣では愛荘町が昨年度までごみ強化月間を実施しておられましたので、本町も参考にさせていただきますして取り組んでまいりたいと考えます。

以上です。

鈴木議員 議長。

村岸議長 はい、再質問行ってください。

鈴木議員 はい。

まず、職員の待遇改善ですが、この5年間の町職員の離職者数が12名でしたか。保育士さんが10名ということです。それから、引き上げについては、前向きに検討をしてきたけれども、もう少し整合性のある時間をいただきたいという回答をいただいたと思います。私がこの問題を提起いたしましたのは、今、令和6年度が新しい人事体制といいますか、組織体制で始まりました。広報とよさと4月の本年度の機構図を見ても、先ほど申し上げました、ほぼ10年間職員が採用しなかったという爪痕がまだまだ如実に残されているなというのを実感します。総務課長が企画課長を兼務され、住民生活課、保健福祉課、産業振興課には課長補佐がおられないという状況で、職員の皆さんはなかなか厳しい状況でお仕事をされているというふうに思います。この状況を克服し、豊郷町の将来を見据えた、安定した職員の確保というのが急務であることは私が言うまでもないというふうに思います。

先ほど、12名の町職員の方が離職されたとありますが、中年の方なのか、若い職員なのか、分かりませんが、いずれにいたしましても12名の方が離職されてるとするのは非常に残念だと思いますし、もちろん、離職の理由にはそれぞれ個人の様々な理由があると思いますが、私はその背景の1つに、この給与の問題があるんじゃないかというふうに思っています。

先ほども答弁がありましたが、県内の半数の自治体の初任給は1級9号で17万9,000円なんです。豊郷町は1級5号で16万6,000円。4,300円の差があるんですね、半数。ここから俸給表がスタートしますから、大卒の初任給にしても保育士さんにしても、この状況で俸給が決められていくという状況があります。入り口が低いわけですから、出口になる生涯賃金になると、大きな差が出てくるというのは間違いがないと思います。

今議会で豊郷町職員労働組合の方からの陳情書が出されていますが、もう1点給与の問題では、地域手当という問題があります。地域手当は国家公務員の人事院規定を基に、都市手当、山間部、離島の特殊勤務手当、また、冬に雪が多く降る地方の寒冷地手当というのが地方公務員はこれ、実は民間企業でも今採用されているんです。

1つだけ私の経験を申し上げますと、実は私、この豊郷町の郵便局に勤務していた時代があるんですが、この豊郷町の郵便局がこの寒冷地手当の南限なんで

す。日枝郵便局では寒冷地手当がつかなかった。今もそうだそうです。この寒冷地手当、大体3月にその当時の0.5か月分がつかしました。別名この寒冷地手当は薪炭手当といました。薪は薪です。炭は炭です。寒いので、そういうものをたいてくださいという制度がありました。これがぐるぐる経過しまして、今、地域手当というふうになっているそうですが。

2019年4月時点のこの全国の市町村の実施状態は約25%。県内では9市で実施をされていまして、例えば大津市、草津市、栗東市は10%、守山市、甲賀市、彦根市は6%、湖南市、東近江市、長浜市は3%。この率が基本給に加算をされているんです。いうのが今の実態。ですから、一口に地方公務員といますが、中でも大きな賃金の格差が今生まれているというのが実態です。

先ほどの初任給の出発点の違い、生涯賃金が大きく違ってくる。また、地域手当が実施されている自治体と、そうでない自治体の間で大きな格差が生まれていると。こういう実態をこのままにいたしますと、職業選択の自由、奪うときに、じゃ、どこが選択されているのかというのは明らかだというふうに思います。もちろんこれだけでないと思いますが、労働条件、労働環境が同じなら、やっぱり給与の高い方を選択するのが普通だと思います。もう一度前向きに周辺地域とも整理をしながら検討していきたいということでしたが、できるだけ早く検討をお願いしたいと思うんですが、1つ。

それから、これももう最後にしときます。もう1つは、この問題点のもう1つの視点、観点は、保育士さんの待遇改善と待機児童解消への視点ではないかというふうに思うんです。先ほど、この5年間で保育士さんが、10人でしたか、辞められた。ああ間違いでしたか。それから、この3月にも3人でしたか、お辞めになっていると。そういう保育士が確保できないので、なかなか待機児童の問題も解消できないというのは、この間ずっと議会で続いている議論だと思うんですが。

愛里保育園は豊郷の場合、公立ですから、一般職と同じようにこの俸給体制、給与体制が適用されます。じゃ、その給与体系が、保育士が求められる労働の実態に即してはいないということで、引き上げようということで、2022年の3月議会に、ちょっと長いので省略しますが、公的部門保育等における処遇改善事業の実施を求める請願が出されて、これが採択をされています。単に高卒初任給の給与を引き上げるというだけではなしに、このことによって保育士さんの待遇改善、待機児童解消の1つの手だてにはなるのかと考えて、ぜひ来年度の、今年度はもう無理だと思いますが、来年度の実施に向けて具体的な検討をお願いしたいと思いますが、再度回答をお願いいたします。

総務課長兼

企画振興課長

村岸議長

総務課長兼

企画振興課長

はい、議長。

はい、清水総務課長。

それでは、10番鈴木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

先ほど議員おっしゃいましたけれども、大卒の職員につきましては上級試験をしておりまして、上級採用になりますので、今回のこの1級のところには当たりませんので、これはほかとは遜色ないということでご理解をお願いしたいと思います。

次、2点目の地域手当につきましてですけれども、当然私どもも非常に問題視をしておりまして、昨年度、滋賀県町村会として要望の中にそれを盛り込みまして、県を通じて国に何とか改善をしてほしいという要望を昨年度知事宛てにさせていただいております。人事院の方でもその解消に向けて県統一化とか、何かいろいろ今検討をされているという情報も入っておりますので、近々何らか出てくるのではないかなと期待はしております。

それから、次の保育士の件でございますけれども、保育士、普通というか、定年までに退職したのが9人と、あと、先ほどは申し上げませんでしたけど、再任用になってからの延長が期間満了になった人がもう1人いやはりまして、この5年間ですけれども、10人結局辞めておられます。しかしながら、実は採用については正職で12人5年間で採っているということで、事実上2人増えています。ただ、それでも足りていないので、会計年度で何らか賄おうとしているけれども、そこが埋まらないという部分もありますので、町としても全く何も手をこまねいてできていないわけではないということもご理解をお願いしたいと思います。

ちなみに、行政職でいいましても定年退職等も含めると、16名の退職のうち採用17人採用しております。一昨年からは中途採用も年度途中の採用等も含めまして、何らか人員の確保をしておりますが、いかんせん若い年代が入ってきますもので、中堅以上のところが埋まらないので、なかなか苦慮をする部分がございます。あわせて、保健師も2名退職のところを4名採用しておりますので、その辺、増員になっているということだけのご理解をお願いしたいと思います。

最後の処遇改善の部分でございますけれども、従来の議会でもお答えもしておりますし、先ほど教育次長の方も申し上げておりました。なかなか行政職の給与表を使う以上、ほかの職員との兼ね合い等も含めまして、本来、個人的にはそう思う部分もあるんですけれども、やはり制度の壁に当たってしまって、なかなか

か難しいということはご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

村岸議長 再々質問。

鈴木議員 いや、もう次行きます。

村岸議長 あ、次の質問ですか。はい、行ってください。

鈴木議員 ごめんなさい。認識が間違っていた点はあらたにしましたので。次に、移動支援の問題に行きます。

利用者数が23人で延べ利用が680人ということですから、単純にすれば、お一人当たり30回ぐらい利用されている。30回ということは、まあ、ええ、だと思います。

今回、移動支援の問題を取り上げたのは、私たちは日常、買物に出かけて、ああ、野菜が高いなあ、物が高くなっているなあというような社会の変化を感じたり、時には映画や美術館に出かけて非日常の世界に入る。時にはボーリングなどの運動で体を動かしたりするんですが、障害のある人は移動の困難さゆえに外出を控えがちになり、先ほどいろんなそういう社会生活上の必要な活動が制限されてしまうということがあります。そのために、障害のある人が地域で自立した生活を行えるようにということでガイドヘルパーが行うガイド支援のサービス、障害者地域総合支援法に基づくサービス事業が移動支援だというふうに位置づけられています。

それから、移動支援の対象というのは、障害の等級や支援区分にはかかわらず利用可能で、例えば障害者手帳などを持っていなくても、自治体から発行される受給者証を取得すれば、この移動支援事業を受けるということになっているかと思うんです。ただ、問題は、この事業は厚生労働省が自治体に委託している事業なんですが、支援の方法や費用負担など、地域でサービスの実態が違うという問題が起きています。この管内でも、同じサービスを利用しても、利用した事業によって違うという事業があります。例えば、ある方が2時間車で移動されても、Aという事業所とBという事業所が請求額が違うという実態があるんですが、今日はそのことには触れませんが。

今日取り上げたいというのは、お願いをしたいのは、施設入居者の問題です。町内の方がある施設に入居されていますが、この移動支援が、施設入居者が使えないと、今、豊郷ではという実態があるようです。そこの同じ施設に入居している、例えば、ほかの自治体の方では利用ができると。豊郷では同じサービスが利用できないという実態があるようです。そこで、ぜひ施設入居者のサービスがどうして今、豊郷では受けられないのか、改善の余地がないのか、回答をお願いい

たします。

保健福祉課長 議長。

村岸議長 はい、辰見保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、鈴木議員の再質問にお答えいたします。

現在、町の要綱では、移動支援事業は在宅の障害児及び障害者となっており、決定については市町によって、おっしゃるとおり異なっております。移動支援の決定については彦愛犬地域で共同事業を行っている事業もございますので、彦愛犬地域で統一した、ある一定のルールづくりを検討していきたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

村岸議長 再々質問。

鈴木議員 はい。

村岸議長 はい、行ってください。

鈴木議員 今、お答えがありましたけど、彦愛犬地域で、つまり、湖東定住圏事業の中でどうも取決めがあって、1市4町の、こういう状況になっているということのようなんです。ぜひこれはそんなに予算がかかる問題でもありませんし、該当者が多い問題でもありませんから、ぜひこの枠を外してこのサービスが利用できるように、その湖東圏域のその関係者の会議で、うちの町から提起をしていただくようお願いをしたいと思います。どうでしょうか。

保健福祉課長 議長。

村岸議長 はい、辰見保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、鈴木議員の再々質問にお答えいたします。

今おっしゃいますように、こちらの方でも彦愛犬地域の会議等で提案をしていきまして、またルールづくりを検討して参りたいと思いますので、よろしくお願いたします。

鈴木議員 議長。

村岸議長 はい、次行ってください。

鈴木議員 次、地域計画の問題です。

進行状況。昨年から取り組んでいただいているんですが、なかなか難しいと。様々な条件があるんだろうというのは、それなりに想像ができますが。ただ、確かに日本の農業というのは、日本の歴代政権の中で家族農業や小規模農業が切り捨てられて、現状でも作っても作ってもなかなか米価が上がらないと。前は2万何ぼだったのが、今、1万台内に落ち込んでいますよね、米価もね。最近ではもうこのコロナの影響も受けて肥料が大きく値上がりをして、農業に未来が見えないということで、後継者がなくて農地を手放すが増えているというのが実

態だというふうに、これは私も、厳しい状況だというのは認識をいたします。

逆に言えば、今回、農水省が打ち出したのは、だからこそ新しい法律をつくってでもと。農水省のこのホームページを見ても、農水省自身がこのままでは農業が守れないと言っているんです。だからこそ今度の地域農業を守ろうということで地域計画の策定をとるので、今年度までに策定しようというのを指示されているようなんですが。

幾つか質問したいのですが、本町の農地面積全体がどれぐらいあるのか。今、本町には6つの営農組合がありますが、その6つの営農組合が耕されている耕作面積がどれぐらいなのか。それから、大型認定農家者の数と、その大型認定農家の方が耕作をされている面積はあるのか。まず、これをお願いをしたいと。

今まで、去年から取り組んでいただいたというんですが、どういう取組をされたかと。例えば、これ、竜王町が作られている、農地計画のQ&Aを作られておられる。これでやっておられるそうなんですが、これご紹介しますと、地域計画とは何かいうたら、人・農地・プランに目標地図を加えたのが地域計画と。これまでの人・農地・プランにはこの計画はなかったと。なぜ地域計画を策定しなきゃならないかいったら、今までの人・農地・プランでは将来の農地の利用予想までは求めていなかったの、農業経営が基盤促進する、要は、一部改正をしてこうしたんだという説明がありますし。

それから、令和6年度、今年度中に国が言うように地域計画を作成できなかつたら、ペナルティーはあるのかいうたら、これはペナルティーはないと書かれていますし。地域計画の区域はどこだとか。今、先ほどおっしゃられた意向調査はどういうやつでやるべきだとかね。いろいろこのQ&Aを見る、非常に分かりやすい。最後にはこういうことも書かれてね。目標地図を作成した場合のメリットとデメリットは何がありますかと書いてある。メリットとして10年後の農地を守ることができます。担い手が各補助事業、これすれば、補助事業に取り組むことができます。3点目は土地改良事業対象地域を対象とする支援措置に取り組むことができます。メリットはあると。デメリットは、目標地図に位置づけたと、このここは、例えば鈴木が（聞き取り不能）についてはその農地の転用が制限されるというようなことがあると書かれています。

さらに、法務省のQ&A、これが分かりやすかったのは、今でも担い手がないのに、地域計画をつくる必要があるのかという質問がある、Qが。法務省の方がどう答えているかいうたら、担い手がない地域であるからこそ地域計画をつくる必要があると、こう書いている。そういう状況だからこそ、今つくる必要があるんだというふうに書いているんです。先ほど取組の中で、まず1つは、本

町の農地面積等を教えていただきたいのと、それから、こういうQ&Aを本町でも作ってはどうかと提案をさせていただきますが、どうでしょうか。

産業振興課長 議長。

村岸議長 はい、岡村産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員の再質問にお答えをいたします。

まず、本町の農地の面積なんですけれども、令和5年で362ヘクタール、うち水田が347、畑が15ヘクタールとなっております。集落営農法人さんがされている面積6集落なんですけれども、こちらにつきましては町内で約140.8ヘクタールでございます。また、認定農業者さんの水稻をメインでやっておられる方につきましては8事業所さんで、合計でいきますと、町内で約117.6ヘクタールとなっております。

地域計画のQ&Aについてなんですけれども、県の方からもいろいろとパンフレット等をもってあります。そちらの方を皆さんにお渡しさせていただきました、各集落の方で話をさせていただいているような状況になっております。議員さんがいろんな参考例を言っていただきましたけれども、確かに地域計画をつくらないと。つくると、そういう補助金のメリット等がございます。今後は県とかのホームページ等に乗っているようなものもうちこのホームページに載せたりして、分かりやすいように説明責任の方は進めていきたいなと思います。

村岸議長 再々質問。

鈴木議員 議長。

村岸議長 はい、再々質問行ってください。

鈴木議員 最後にお聞きしますが、1つは、国がもう今年度中につくれと言っているわけですよ、目標。本町では今年度中にこの地域計画を策定できるのか、するのか。先ほどペナルティーはないという話なんです、国は一昨年ぐらいからこれ言い出しているそうですが、令和5年ですからね。令和5年の4月に法律をつくって、6年、7年でこの計画をつくり上げなさいよと。この目標地図というのは、この農地は、ここは例えばAさんが、ここがBさんが、ここはCさんがというような目標の地図を作るということになってますね。それは、そこは農振法の適用除外の問題もあるんですが、今年度中にうちでこの地域計画ができるのかどうか、ちょっとその見通しを最後をお願いしたいのと。

農業が厳しいというのは冒頭にも申し上げましたけれども、よく分かります。ただ、やっぱりおいしい米、おいしい野菜、将来の災害対策も含めてやっぱり豊郷の農地を守るためには、行政が真剣にやっぱり取り組んでいくと。この姿勢を農業関係者に示して、膝を突き合わせてやっていくと。このあれで農水省もこう言

っているんです。米、野菜、果物を作る農地は将来的にも回っていかねばなりません。担い手がない地域であるからこそ、地域計画をつくってくださいと、こう書いてある。難しいということは分かりますが、ぜひ頑張ってください、この地域計画を策定していただきたいと思うんですが、最後に答弁を求めます。

産業振興課長 議長。

村岸議長 はい、岡村産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員の再々質問にお答えをいたします。

原則5年度、6年度の2か年で作成するよというふうに言われておりますが、どこからもちょっと難しいということで、今、流れ的には延長してもいいような雰囲気になってきております。当町といたしましては、土地改良されている6集落と未整備田が多い9集落等の2つがございます。先ほども申し上げたとおり、地域計画をつくらないと補助金がかからないというような面もございますので、今年度につきましては、私が考えておりますのは、最低でも6集落については今年中に作成をいたします。9集落につきましては、地域計画は当然地域で話をさせていただくこととなります。ですので、今後の各字の農地をどうしていくかというのは、地域の皆さんで話をさせていただいておるんですけれども、なかなかどうしていくか、この農地は10年後も残していくような場所になっていくのかというような話合いがまだ不十分ですので、もう一度各字の方に示させていただきまして、もう一度各字でしゃべっていただくことが必要かなと思っております。これは、今までなかなかそういう話ができませんでしたので、地域で話すいい機会にはなっているのではないかなというふうには思っております。ですので、9集落についてはもう一度話をさせていただいて、今後考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

村岸議長 次の質問行ってください。

鈴木議員 はい。

エコステーションの設置については今まで何度も取り上げてまいりましたし、町におかれても何とか費用ができる、かからない方法で模索をしているというお答えをずっといただけてきました。回答にありましたように、ただ無人でやると、いろいろな問題が出るんですけども、まだまだいろんなところがあるので、検討をしていきたいというような回答をいただきました、今までね。

先ほどの回答では、4つの場所をエコステーションとして位置づけられるという回答、いうふうにお聞きしたんですが、もう一度確認ですが、例えば、そう

なった場合、ここがエコステーションでこうなるというのは、そういう具体的に住民さんにお知らせをしなければなりません、まず、私は始めるべきだと思うので、そこから始めていただくというのは非常にいいことだ。まず始めなければ、これ何も進展しませんから。

仮に4つのところをエコステーションと位置づけていただくとして、やっぱりその周知徹底をお願いしたいというのは、今までは愛荘のエコステーションに持ち込めていた、大体、段ボール、新聞、衣類ですか、これが今持ち込めていないわけですから。先ほどの回答にもありましたけど、令和4年度で結局、ごみ減っていないんですよ。削減どころか。これはまた後で言いますが、増えとるんです。だから、この資源ごみがもう増えているんじゃないかというふうな心配をせざるを得ないですが、せっかく、まずここから始めようということで回答いただきましたので、その周知徹底をお願いしたいと思うんですが、その点だけちょっと回答お願いいたします。

住民生活課長 議長。

村岸議長 森住民生活課長。

住民生活課長 鈴木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

このミニエコステーションにつきましては、豊郷町廃棄物減量等推進協議会で検討をさせていただくんですが、この協議会の委員さんは各字から推薦して来ていただいておりますので、まず、この委員さんから発信していただけるのではないかなということと、もちろん看板も立てさせていただく予定ですし、また、広報等でも周知していきたいと思っておりますので、またご協力の方、どうぞよろしくをお願いします。ただ、資源を回収する、その資源を回収、資源ごみとしてもごみになりますので、ごみの減量とエコステーションを設置することが私はちょっとこの辺がどうなんかという課題もあるかと思っておりますけれども、またご協力の方よろしくをお願いします。

以上です。

村岸議長 再々質問。なしですか。

鈴木議員 はい。

村岸議長 次の質問に行ってください。

鈴木議員 最後、ごみ削減の問題ですが、先ほど言いましたけど、結局ごみが増えていると。1日当たりで80グラムぐらいですか。先ほども言いましたけど、やっぱり肝は施設がどういう施設になるにしろ、どれだけやっぱりごみの削減をするかと。15%削減というのは行政というか、組合自身が広域でつくられた目標ですから、まずはこの15%削減を具体的にどう実現していくのかというのが求め

られているというふうに。ごみ半減という声も聞きますが、まずはごみを15%削減。昨年に比べて増えているわけですが、これは何としてもやっぱり減らしていかなければならないというふうに思うんです。

そこで、いつぞやの議会でも申し上げましたが、今、全国のどこの自治体でも実はこのごみ問題、苦慮されているんですね。いろんな取組があるというのもご紹介いたしましたし、お隣の愛荘町ではチャレンジ家庭ごみ減量化作戦、私のごみ減量活動行動というのを去年は6月でしたか、消費者月間でやられて、先ほど、今年度からは年間を通してそういう取組をされていくというふうにお聞きをしています。ぜひ、先ほどの回答では検討していきたいというような、名前は勝手に私がつけて仮称で申し上げましたが、例えば、この愛荘町のこれ読みますと、生ごみの水分を一絞りするだけで1所帯1日50グラムの減量になると。こういうパンフに書かれている。一絞りするだけやと書いているんですね。だから、町民や企業や私たちが家庭のごみを出すときに一絞りすれば、50グラム減ると。減るんですよ。まず、ここから始めないと、先ほどのエコステーションの話じゃないですけど、なかなかごみの減量にはつながらないのではないかと思います。そこでぜひ、名称とかは別にして、どのような形で実施をしていくのか、具体的な検討をお願いしたいと思うんですが、回答をお願いいたします。

住民生活課長 議長。

村岸議長 森住民生活課長。

住民生活課長 鈴木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

ごみの量については、先ほども申し上げましたように、目標が679グラムに対しまして実績が747グラムと、68グラム多い状況となっております。このごみ強化月間、ごみ減量強化月間の取組につきましては、今年度チャレンジしたいという、課員も思っておりますので、何らかささせていただこうと思うんですが、ただ、具体的にどのような作業をお願いするかということにつきましては、なかなか難しいところではありますので、何度もになりますけれども、豊郷町廃棄物減量等推進協議会の委員さんに、またお知恵をいただきながら実施していきたいなと思っております。

以上です。

鈴木議員 はい。

村岸議長 再々質問。

鈴木議員 はい。

村岸議長 はい。

鈴木議員 おっしゃるとおりで、ごみ減量強化月間というのはもう取り組んでいただけ

ると。じゃ、具体的に今、1日一絞りで50グラムと、このように申し上げましたけど、愛荘町やほかのところでも幾つかの取組の、具体的にこれをすればこれだけ減るといようなことも書かれていますので、ぜひそういうのも参照にしてください、最後に町長にお伺いしたい。ぜひ豊郷町でもこの15%、自ら置きました15%の目標のために頑張っていたきたいと思いますが、町長から一言いただければと思うんですが。

伊藤町長 はい、議長。

村岸議長 はい、町長。

伊藤町長 それでは、鈴木議員さんの再々質問にお答えします。

基本的にごみは回収するものが多くなるのと、回数を多くすると、ごみは増えていきます。もうちなみに、粗大ごみの回収はこの課長先ほどお答えしましたように、近隣は2回のところ1回でいいです。うちは1回のところ2回にして、まだ個別回収までしておりますので、去年途中からやっただけで、もう灰から2トン粗大ごみは増えています、はい。今年はまたこういうふうに剪定くずから、粗大ごみから、いろいろなそういう問合せがありますので、ごみの回収は増えるほど、品種を増やすほど、回収量は増えます、はい。

それと、うち、生ごみは約80トンから回収をしております。しかしながら、燃やすごみは1つも減っていません。まあ、あんでしっかり水切りはやってもろていると思うんですけれども、やっぱり啓蒙啓発は図ってまいりたいと思いますので、ぜひともまたご理解のほどよろしくお願いします。

村岸議長 次に、河合勇君の質問を許します。

河合議員 はい。

村岸議長 河合君。

河合議員 町営住宅の管理と基準についてお聞きします。

町営住宅は公営住宅法の定めに基づく低所得者に対して、低廉な家賃、安価です、で賃貸するための住宅として条例や規則に基づき、管理をされていると思います。そこで、下記の点について答弁を求めます。

1つ目、入居の要件及び審査基準は何か。

2つ目、家賃の決定基準と計算方法はどのようにされていますか。

3つ目、入居の資格は入居時のみの要件か、それとも永久的なものなのか。また、収入の申告が入居資格を超えたケースはないか。

4つ目、入居時に連帯保証人が必要であるが、入居してから数十年もがたっている方もおられ、入居者、連帯保証人ともに高齢になるなど、状況も変わっているかと思えます。そこで、連帯保証人の状況等を定期的に確認されているのか。

また、連帯保証人の中には滞納者がおられないのか。

5つ目、規則に入居者は町営住宅を住宅以外の用途に使用してはならないとしているが、住宅以外の用途の使用を町長は承認したケースはありますか。

答弁をよろしく。

人権政策課長

はい、議長。

村岸議長

はい、西山人権政策課長。

人権政策課長

それでは、河合議員の町営住宅の管理と基準について、人権政策課からお答えをいたします。

まず、①の入居要件及び審査基準についてお答えいたします。入居要件については、豊郷町管理条例第5条の入居資格に該当する方が入居要件になります。また、審査基準につきましては、管理条例8条3項に基づき公開抽選等を行っております。

次に、②に家賃の決定基準と計算方法についてお答えいたします。家賃の決定については管理条例13条に基づき、毎年、入居者の収入申告により計算し、決定しております。計算方法については、前年度の収入金額から所得税法に基づく控除額等を差し引いて、控除後の所得額に公営住宅の立地、規模、経年、利便性の計数を乗じた額により算出し、近傍同種の家賃以下で決定されます。

次に、③の入居資格について、公営住宅管理条例第5条の要件で入居時のみの資格になります。次年度以降、入居資格の所得要件を超えたケースがございまして、収入超過者という扱いになり、家賃決定の際、家賃が前年度より高く算定されるようになっております。

次に、④の連帯保証人の状況等を定期的に確認されているのかについてですが、連帯保証人は、基本、入居者が家賃を滞納した場合など、連帯保証人に請求することとしております。このことから、定期的に居所及び生存確認等は行っておりませんが、入居者が滞納になった場合は保証人の状況を調査しております。次に、連帯保証人に滞納者はおられないのかについてですが、入居時のみは確認しますが、入居時以降滞納されているかどうかは把握できておりません。

次に、⑤の住宅以外の用途使用についてですが、町長が承認したケースはございません。

以上です。

河合議員

議長。

村岸議長

はい、再質問行ってください。

河合議員

今、課長の答弁の中で5条、8条3とか、何とか言われたら、ちょっとしゃべるのに手間取るわけで、ちょっと内容が分からない。内容は正確に、こういうこ

とという文言だけを入れてください。何条の2項3号やたら。これちょっと聞きますが、町営住宅の管理条例と住宅の管理条例施行規則というのはありますけども、先ほど来、何か住宅の答弁、何か20条、20条と見ていましたら、これ規則と条例によって同じ条でも中身が違うんですけどね。どっちを見たらいいのか。中身は一緒なんやけど、何条が違うだけでね、条書きが。

それと、今、家賃の基準は収入を基に算定していると。当然、毎年収入申告はしなくちゃ駄目だと書いていますのでね。当然、毎年変わると思うんです、計算方法は。そこで、この収入に対して、この町営住宅に入っている入居者の方は職業もばらはらで、事業主もおれば、サラリーマンもおれば、お年寄りさんもおります。個人事業主、私も1個人事業主の一人親方でございます。必ず収入は1月1日から12月31日を基に申告をする義務があって、私は40年近く税理士さんにやってもらいます。書類等々の収支決算、帳簿を任せてやっております。当然、この入居者たちも当然個人事業主の方もおられると思いますので、当然売上等々いろんな収入の方法で、またはその他収入他を含めての収入申告はしなくてはならないですわな。これ国民の税金ですから。

今、これは何かというと、私、今日、今朝5時半から起きて、ちょっとネット調べていると、コロナ対策の時代に、時期のときに、いろんな補助金の事業主の店舗とか、個人事業主に持続化給付金とか、いろいろな対策がありましたよ。ほんで、それを調べると、これ全部、税の申告が必要と書いています、給付金でもね。だから、これを見ますと、飲食業、カラオケ業等々全部申告が必要と、私はネットで調べたら、このように、このように皆出して、朝から見ましたらね。

税たるものは皆様もご存じのとおり、翌年の税でありますので、もらったからというて旅行に行ったり、金を使うたりやいうたら、明るる年はとんでもない。おつりがきますのでね。これは皆さんご存じだと思います。そこで、私の知り合いにもこの対策をもって、もらえたから、おまえももらえやと。すぐもらえるぞと。少しの手数料を払うたら、すぐくれるというて。私は、税理士に相談したら、河合さんはやめとき、翌年申告しやなあきませんよと言われましたので、私は何1つ申請しなかったんですけどね。

ただし、今、こういうように申請されて全部もらっている方は、当然どこに住んでようが申告義務はあるのでね。それを実際に家賃の毎年の1年間、1年に1度は申告せよと。ほんで、8月には算定するというようにこの条書きに載っています。それで、今の入居の、入居時のみですかと。入居時のみやと。そう言うて、またこれ連帯保証人がいるか、いないか、分からないと、制度が。誰がもらうんですか、もし滞納されたら。ということは1回入ったら、もう一生ですか。

実は、これはなぜかという、私もちょっと大分何年も前の話ですけど、連帯保証人になって、えらい目に遭った人に遭遇しましてね。本人が亡くなったら、連帯保証人は、滞納しておれば払わなきゃならないでしょう。その尻拭きですよ、保証人は。なかなか成り手がないですよ、簡単にね、保証人みたいなものが、お願いしても。それが確認をしていない。滞納者が（聞き取り不能）、私はこれは一番重要なところだと思いますけど。何年かに一遍はやっぱし調べて、やるべきではないかと思えますけど。これはやっぱし、入ったら、もう後は知らぬ存ぜぬだ。あと、後々はお金の問題が出たらどうするんや。本人おらない。保証人がおったらね、これ保証人はえらい迷惑ですよ。それはだから、きちっと払われていたらね。これは一度何年かに一遍ということは、やっぱここに明記すべきですよ。と思えます。それと、規則に、入居した町営住宅以外に用途の使用はないということです。これはこれでいいですけど。

ただ、私のもう1つ言いたいのは、今ここに住宅の入居の、今は審査委員会はあるのか、ないのか。どのような基準で今定めて入居者を募集取って。ほんで、1戸しか空いていないところに15人も20人も応募するんですよ。その点、その住宅の入居は審査委員会というようなものはもしあるんなら、どのような組織の方が構成されているのか。何名おられるのか。

それと、低所得者と高額所得というのは、何ぼが何ぼで、何ぼが低所得者で、高額所得者は何ぼかと。その低所得と高額の間はないのかと。ランクがあるんなら、何ランク、何ランクが何ぼとかね。もし収入が300万あれば、家賃はこれだけです、それぐらい言えますでしょう。個人の名前言うんじゃないですから。だから、その低額所得者と高額所得者の件数。もし今日回答なければ、また予算決算でも、そのとき持ってきてもらったら結構ですがね。分かるだけでも結構です。

それと、今言うように、入居時のみだけの要件というのは、ちょっと私は引っかけますので、やっぱり定期的に中身を精査してもらって。もう入ったら、入り切りで。この中にも高額所得者は今はヘルメットと一緒に、明渡しの努力義務があると。ヘルメットもそうですよね。自分がかぶらなかつたら、かぶらない。住宅も出たくなかつたら、明け渡す。この義務という言葉は、私は幅広いと思えます。やるか、やらないか。だから、若い方は、家賃が高いので、何人かは出て行って、わが家を持っています。

最近も町営住宅で1軒あったでしょう。家を買って出たかな。やっぱりその方はやっぱしサラリーマンでしょう。きちっと上がるから、所得が。だから、家賃6万、7万も払うんだつたら、わが家を持って出ようかなというような若い方

はおられています。私も何人かは知っています。そういうような方々は出ますけども、所得があっても高額でも出られない方も私はいると思いますよ。そういうふうな住民さん、町民さんからの批判も聞こえますよ、耳にね。誰々さんはこうなって、こうなったのに、住宅に住めるんかと。住めない方がおられるのに、替わってあげたらどうやろなど、こういうような声も聞きますので、やっぱり所得に応じて、やるべきことはやってもろていただいてね。

やっぱりこうやって義務づけられるとこが多々ありますので、文言にはね。これ私、この、いちいち何条の何条と読んでいますと、私の持ち時間はないので、それはちょっとご無礼しますけども。その点、低額者と高額者をどういうようなあれで、件数と何件あるのか。それと、今の、それで、それでいけるんですわ。低額と高額の何件あって、件数は何件かと。ほんで、金額言うてください。低額所得者が月何ぼの年額何ぼと。高額者は月何ぼで年間何ぼと。それだけはちょっとお答えください。

人権政策課長 議長。

村岸議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 河合議員の再質問にお答えいたします。

入居要件でございますが、管理条例5条、町内に3か月以上住んでいる方。町税、保険料、使用料などを完納している方。現に同居し、または同居しようとする親族がある方。入居全員の月額収入ですが、15万8,000円以下ということになっております。既に住宅に困窮していること。入居者全員が暴力団員でないことという要件が第5条でございます。それと、一応所得の状況でございますが、公営住宅についてですが、給与所得が46%、営業所得が5%、年金が28%、あとは生活保護の方が22%おられるというような状況でございます。

あと、連帯保証人の状況についてでございます。議員おっしゃるとおり、連帯保証人については債権回収時において重要で、定期的な確認は必要だと感じておりますが、入居者が滞納した場合に限り、請求行為を行うため、調査するに当たり、原因がないと、調査が困難な場合もございます。今後、定期的な調査については必要だと認識しております。あと、連帯保証人の方が亡くなった場合でございますけども、亡くなると必然的にというか、相続人の方に連帯保証人が移るという形になりますので、連帯保証人が亡くなった場合は血族関係にある方ですね、相続関係にある方が連帯保証人に代わりになるということになっております。

あと、家賃なんですけども、最低の家賃の方ですが、ごめんなさい、ちょっと今、収入超過ですね、最低家賃より超えた方なんですけども、その方が23

人、21%という形でございます。

河合議員 これは町営住宅全体か。

人権政策課長 公営住宅のみです、公営住宅。

あと、公営住宅の最高家賃が8万1,300円。最低家賃が8,600円ということでございます。議員おっしゃるとおり、家賃の金額について収入枠がございまして、8項目、8段に分かれていまして、その中での家賃算定という形になっております。最低家賃ですけども、一応68軒、64%という形になっております。ほぼほぼ最低家賃の方が住んでおられるという形でございます。あと、高額所得が幾らかということでございますが、当然一番最低が15万8,000円でございます。県の高額所得は31万3,000円、これを超える分に関しましてはもう平なめといいますか、頭打ちがございまして、その方を高額所得者という形で認定するという形になっております。その方については入居者が入居期間が5年以上、2年間引き続き月收入が31万3,000円を超える世帯という決まりになっております。

以上です。

河合議員 町営住宅委員会は。

人権政策課長 すみません。運営委員会につきましては、今現在ございません。私も過去、運営審査会がございまして、民生委員の方、議員の方、学識経験者等々ですね、メンバーおられまして、その中で困窮度合いをAさん、Bさん、Cさんという形で審査していた状況がございました。もう過去10年以上やと思うんですけども、公開抽選という形になっていまして、あと、障害者、高齢者の方には優待というか、くじを2回引けるというような形の公開抽選を行っております。

以上です。

河合議員 最低、最高は何ぼや。月の最高額何ぼ。

人権政策課長 収入額ですか。

河合議員 家賃。

人権政策課長 家賃8万1,300円です。

河合議員 最高。

人権政策課長 はい。

河合議員 8万1,000。

人権政策課長 300円。

河合議員 300円。

人権政策課長 はい。

河合議員 何人なん。何件いって、何人おるの。

人権政策課長 1件でございます。

河合議員 さっきそれ言うたやろ。最低と最高何人おるんやと、わし聞いたと思うんやけど。

人権政策課長 ごめんなさい、最低家賃が68件、最高ですね、最高8件。

河合議員 8件。

人権政策課長 はい。

以上です。

河合議員 はい、議長。

村岸議長 再々質問。

河合議員 ああ、課長、課長の言う答弁どおりです。合っています。住宅運営委員会は私もよく知っています。昔の大町、三ツ池の民生委員さん、区長さん、議員。ある人になってから議員が差別されました。なぜかと。私が言うたから。だらだら、だらだらと文句を。今の抽選をしたのは、私もこれ大口叩くんじゃないですけど、今の制度をつくったのは私ですよ。私はそのときに、住宅運営委員会の中に入って出席しました。今、課長が言うたとおりです。もう事前から決まっとる、誰入れるか。私は知らんから、くそ真面目に、この人はかわいそうやな、この人はかわいそうやなと、私がここでやとったら、採決になる前からもうこの人やと。これ、私は目くじら立てて呼ばれました。呼ぶなど、忙しいのに。威張っとったら、おまえら何かそれ、ええ目しとんのかと。この人入れるんなら、もっとかわいそうな人がいるやろうと。こんな制度、おまえ、ばからしいて来てられるかいいうて。それが大町、三ツ池の民生委員さんと区長ですわ。その中に担当課の議員が任命されて入っていたんですよ。条文見てくださいよ。何かの何でと。全員議員が削除、削除、削除になっていますよ。削除の文言は皆議員ですよ、都合悪いところは。その当時の方ですよ。

それで、私は住宅の申込みは今言うたように、1軒あったら、15人も20人も来るんですよ。私は当時から皆さん添付書類は同じでしょうと。何かどこかに問題があったら、受付けはできませんでしょうと。今、課長が言われたように、滞納等々その他あったら、受付けはしないでしょう。だから、1軒のところに15人来て、15人が同じ条件であれば、15人全員は権利あるんでしょう、入る。そこで私が提案したんは、今の現況の制度ですわ。皆さんを並べて抽選せえと、目の前で。1番目に1番くじ引いたら、ほんじゃもうおしまいですわ、後の14人は。それがずっと永遠と今に続いているんですよ。私はこれ考えてもいないですよ。当時の担当課長は大変喜んでいました。もう心配せんでもええと。文句も言われんと。それが今言うてる平成何年かな。今、課長が言われたように、もう

ほんまに十何年というか、20年近うなりますわ。

そのようにしたんやから、それはもう取りあえず入居問題もそういうことでもありますので、今、敢えて応募があると、住宅入れてくれとかね。だって、電話とかありますけどね。私はその方に悪いなあ。この制度をつくったん、わしなんやと。わしがつくったものにな、わしが口添えできるかと。役場へ行って申し込んでこいと。当たるか、当たらんか、分からんと。これは運のもんやから。それに、今この皆さんの中にもそういうような方が、相談されている方がおられると思いますよ。それだけ住宅に困窮されると思うんですけどね、住まいにね。

だから、そういうような方を昔は優先的に入れたらよかったんやけども。何かあったと思いますよ。そんなもん、ほんまにこう丸したるんやから、もう。だから、私は今も昔も変わらないというねん、だからしとったら。住宅の入居、変わりましたよ、本当に。もう皆さん諦めて帰るんやから。どうしようもないから。何かにつけてもやっぱしそういうふうな制度、条文というのは大事なことですよね。よくなる方向性につくってもらわんと、よくならない。悪いものは一度顧みて試してみる。駄目だったら、元へ戻す。恥でも何でもないと私は思っておりますけども。

課長は、私はこれ今、収入の超過者など及び高額所得者に該当する場合は、公営住宅の法に定める、低額所得者に対しての低廉な家賃で今、賃貸していますよね。そこで、または転貸するための住宅ではなくなる可能性もあった場合、条例の改正が必要ではないかと考えますが、担当課の課長としてどのように思いますか。ちょっと時間が余っているのやけど、もったいないねけど。

人権政策課長 議長。

村岸議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 河合議員の再々質問にお答えいたします。

当然、公営住宅、住宅に困窮している方が対象で、まして民間住宅に申し込む資力もなく、公営住宅に申し込んでくださる方が多々おられます。私どもで順位をつけるわけにもいきませんし、当然、入居資格枠に入る人については当然受けをして、書類等をそろえてもらえて、抽選をしていただくという形になりますので、これは致し方ないという形になるかと思えます。あと、当然長年住んでいただいて、所得等が増額になれば、一応、条例の明渡し努力義務ということで29条に書いていますが、収入超過者の方は明け渡すように努めなければならないと書いてますので、この辺、条例の方は今に沿っているかなと思えますので、今後何か悪いところがあれば、ご指摘いただければ、改正していきたいと思っております。

以上です。

伊藤町長 発言を訂正いたします。

村岸議長 町長の方から訂正があるということで。はい、どうぞ。

伊藤町長 すみません、10番鈴木議員さんの再々質問のときに、生ごみ回収が80トン
言いましたけども、申し訳ないです、40トンでございました。申し訳ないです。
訂正します。

村岸議長 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでした。

(午前11時54分 散会)